**平成２４年（フ）第２２１号**
福岡市南区老司５丁目７番16号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区屋形原３丁目35番５－３号
破産者　川口　　靖
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２９号**
北海道北見市泉町４丁目２番15号
破産者　田中とよ子
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２４年（フ）第６３号**
福島県いわき市平字倉前112番地の６　パークサイドマンション206号
破産者　佐々木岩子
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

**平成２３年（フ）第２４０号**
千葉県匝瑳市飯倉487番地７　八日市場宿舎１号棟106号
破産者　馬場　　誠
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２４年（フ）第１４９３号**
横浜市南区永田東２丁目24番９号
破産者　廣瀬　正文
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１４９４号**
横浜市南区永田東２丁目24番９号
破産者　廣瀬美智子
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１４９５号**
横浜市南区永田東２丁目24番９号　廣瀬方
破産者　瓶子美惠子
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１９号**
新潟県柏崎市大字新道4869番地１
破産者　丸田　博美
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第１０８号**
富山市奥田寿町18番２－430号　市営住宅２号棟
破産者　木山　智昭
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１０９号**
富山市布目3490番地　市営住宅１棟304号、開始決定時の住所富山市太郎丸113番地４
破産者　木山　昭三
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３４７号**
静岡市清水区楠新田28番地の１　モンレーブ北草薙105、居所東京都世田谷区奥沢１―50―７
破産者　平野　光政
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１８４号**
愛知県刈谷市下重原町１丁目12―２　岡部貸家Ⅱ１階１号室、住民票上の住所滋賀県湖南市針59番地27　802号
破産者　森　　直人
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２３９号**
愛知県安城市明治本町３番２号　市営住宅Ａ―105
破産者　泉　　幸雄
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２６２号**
愛知県日進市赤池町箕の手２―1786　Ｈａｐｐｙ―Ｈｉｌｌｓ　Ｖｉｌｌａｇｅ２番館101号、住民票上の住所愛知県豊田市石飛町高堤63番地１
破産者　青木　　敬
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２７５号**
愛知県豊田市丸山町５丁目32番地、前住所愛知県豊田市東梅坪町８丁目６番地２　ウィステリア梅坪705号
破産者　土屋　明良
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第２８４号**
愛知県豊田市三軒町３丁目74番地10
破産者　伊藤　貴美
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１２２号**
滋賀県彦根市犬方町855番地９
破産者　松野　建二
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

**平成２４年（フ）第１３１号**
滋賀県彦根市元岡町38番地
破産者　福井　敬祐
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部